

# 物品売払の公告

## 1. 競争入札に付する事項

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 件名           | 鉄くず外4点売払(新庄・尾花沢地区)   |
| (2) 売払物品の数量及び所在地 | 別紙のとおり   |
| (3) 売払代金納入期限     | 指定分任歳入徴収官東北地方整備局山形河川国道事務所長の発行する納入告知書に定める期限   |
| (4) 売払物品の引渡場所    | 売払物品所在地に同じ   |
| (5) 売払物品の引取期限    | 令和3年11月9日  |
| (6) 下見の日時及び場所    | 令和3年9月30日 13時00分～<br>尾花沢国道維持出張所(尾花沢市大字尾花沢田町143-1)<br>に集合のこと。   |
| (7) 入札保証金        | 免除   |
| (8) 契約保証金        | 免除   |
| (9) 売払物品入札心得     | 東北地方整備局競争契約入札心得<br>(東北地方整備局総務部契約課、管下事務所で閲覧のため<br>備え付けているとともに、整備局HPにも掲載しています。<br>URL: <a href="https://www.thr.mlit.go.jp/nyusatu/top.htm">https://www.thr.mlit.go.jp/nyusatu/top.htm</a> ) |

## 2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格
  - ① 令和01・02・03(平成31・32・33)年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」のA又はB等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者のうち「その他」を営業品目としている者であること。
  - ② 現在、上記の全省庁統一資格の認定を受けておらず、今後、新規又は変更の認定の申請手続きを行う意思のある者であること。
- (3) 東北地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 役員等(競争参加希望者が個人である場合にはその者を、競争参加希望者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 下見説明に参加したものであること。

3. 契約条件を示す場所

- (1) 東北地方整備局総務部契約課 (物品売払契約書案)
- (2) 山形河川国道事務所 (物品売払契約書案)

4. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 山形河川国道事務所 入札室 (山形市成沢西四丁目3番55号)

(2) 日 時 令和3年10月11日 11時00分

5. 入札書の提出期限及び提出先

- (1) 入札書の提出期限  
郵送又は託送の場合: 令和3年10月 8日 16時00分  
持参の場合 : 令和3年10月11日 11時00分

なお、電送(ファクシミリ等)による提出は認めない。

- (2) 入札書の提出先  
990-9580 山形県山形市成沢西4丁目3-55  
山形河川国道事務所経理課 情野
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. その他の事項

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加の際には、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)を提示すること。  
郵送又は託送により入札書を提出する場合は、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを同封すること。また、会社更生法又は民事再生法の手続き開始の決定を受けている場合は、入札書の提出期限までに、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出しなければならない。
- (3) 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 予算決算令及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 下見説明参加の際には、筆記用具及びヘルメットを持参のこと。

令和3年9月15日

分任契約担当官 東北地方整備局  
山形河川国道事務所長 橋本 裕樹

## 鉄くず外4点売払(新庄・尾花沢地区)

単位:kg

品目	規格	新庄国道維持出張所	松原資材置き場	尾花沢国道維持出張所	尾花沢除雪ステーション	最上除雪ステーション	計
		新庄市大字鳥越字舟田 608-2	最上郡舟形町字小松倉 地内	尾花沢市尾花沢字田町 143-1	尾花沢市大字五十沢字 家ノ廻り	最上郡最上町大字若宮 字上西川原地内	
鉄くず	HS			1,650.00			1,650.00
鉄くず	H1		17,891.30	9,610.00		3,180.00	30,681.30
鉄くず	H2		43,707.56	8,245.06		2,250.00	54,202.62
鉄くず	H3			3,242.58	3,460.00		6,702.58
鉄くず	H4					3,250.00	3,250.00
鉄くず	シュレッダーB			911.00			911.00
銅くず	1号銅線くず			1,280.41			1,280.41
銅くず	2号銅線くず			194.35			194.35
銅くず	被覆銅線くずA		148.16	71.42			219.58
銅くず	被覆銅線くずB		1,977.00				1,977.00
銅くず	冷媒管		8.00				8.00
アルミくず	新切くず		118.50				118.50
アルミくず	アルミ込みガラくず		7.60				7.60
ステンレスくず	18-8		2,306.00	144.60			2,450.60
ステンレスくず	13		13.00				13.00
雑金属くず	雑金属くず	705.00					705.00
計		705.00	66,177.12	25,349.42	3,460.00	8,680.00	104,371.54